

ID: 471

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	名寄市個別排水処理施設条例 第34条		
例規番号	平成18年条例第201号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第11条の規定による届出を怠った者</li> <li>(2) 第11条の規定による届出で、不正な記載のあるものを届け出た者</li> <li>(3) 第10条に規定する指示に従わなかった者</li> <li>(4) 第32条第1号において準用する、下水道条例第5条の規定による確認を受けないで、排水設備の工事を実施した者</li> <li>(5) 排水設備の新設等を行い、第32条第1号において準用する、下水道条例第8条第1項の規定による届出をしなかった者</li> <li>(6) 第32条第1号において準用する、下水道条例第7条の規定に違反して排水設備を新設等の工事を実施した者</li> <li>(7) 第32条第1号において準用する、下水道条例第5条第1項の規定による申請書若しくは書類又は第5条第2項本文の規定による届出に不正な記載あるものを提出した者</li> <li>(8) 不正な手段により使用料の徴収を免れた者</li> </ol> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	平成30年6月15日